

令和6年度愛媛県孤独・孤立対策地域NPO等活動支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、県内において孤独・孤立に陥る危険性の高い生活困窮者等に対して支援活動を行うNPO法人、社会福祉法人、その他の民間団体（以下、「事業実施主体」という）の活動に要する経費に対し、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で、令和6年度愛媛県孤独・孤立対策地域NPO等活動支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 県内において孤独・孤立に陥る危険性の高い生活困窮者等に対して支援活動を行う、NPO法人、社会福祉法人、その他の民間団体
 - (2) 地域の自立相談支援機関と連携が図られている団体
 - (3) 愛媛県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（以下、官民連携プラットフォームという）に登録している団体
- 2 前項の補助対象者は、官民連携プラットフォーム会員で構成する審査会での審査を経て決定することとする。
- 3 前2項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者としない。
- (1) 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者、又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）と認められること。
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められること。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、当該事業の目的に照らして適切でないと県が認める者

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第3条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条に規定する交付申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに事業実施主体に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第2号)に関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業内容の重要な変更
- (2) 補助金の額の変更

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。)は、その日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第4号)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第3条2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第3条第2項ただし書に該当した各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書により交付申請した補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第5号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金額の確定）

第9条 知事は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 前条の規定により通知を受けた補助事業者は、別に定める期日までに、精算払請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 知事は、前条の精算払請求書を受領したときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第12条 知事は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部又は全部を概算払することがある。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、概算払請求書（様式第7号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

（関係書類の保管）

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の額の確定の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（交付決定の取消し）

第14条 知事は、第7条の規定により補助事業の中止又は廃止を承認したときは、第5条の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

2 知事は、補助事業者が、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第15条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を付して既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（立入検査等）

第 16 条 知事は、補助事業の適正を期するため、必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(個人情報の保護)

第 17 条 補助事業者は、補助事業の実施において得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他県における個人情報の取扱いに関する規程等に従って取り扱うものとする。

(その他必要な事項)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要事項は、知事が別に定める。

附 則

この規程は、令和 7 年 2 月 28 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象経費		補助率	補助上限額
内容	経費区分		
物価高騰等の影響により、支援ニーズの増大による事業量や活動経費が増加している活動で、孤独・孤立の状況に陥る可能性が高い生活困窮者等への支援に要する経費	人件費、報償費、旅費、物品購入費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、通信環境整備費、燃料費、光熱費、役務費	補助対象経費の10/10以内	1法人（団体）あたり 300,000円

※1 備品購入費については、補助対象外とする。

（備品とは性質及び形状を変えず、長期間使用できる物品であって、単価が5万円以上のもの）

※2 補助対象経費の全部又は一部に対し、地方自治体その他公的支援機関等から補助金の交付を受けている場合は、当該補助対象経費の全部について補助金の交付の対象としない。